

株式交換に関する事後開示書面

(会社法 801 条 3 項 3 号に基づく株式交換完全親会社に係る事後開示)

2021 年 6 月 30 日

(株式交換完全親会社) エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 孝二

(株式交換完全親会社) アウルス株式会社
代表取締役社長 長澤 拓也

エン・ジャパン株式会社を株式交換完全親会社、アウルス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行なうに際して、会社法 801 条 3 項 3 号に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日

2021 年 6 月 30 日

2. 株式交換完全子会社（アウルス株式会社）における次に掲げる事項

(1) 会社法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

アウルス株式会社において、会社法 784 条の 2 の規定による株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法 785 条、787 条及び 789 条の規定による手続の経過

アウルス株式会社において、会社法 785 条の規定による株式買取請求をした株主及び会社法 787 条の規定による新株予約権買取請求をした株主はいませんでした。

また、アウルス株式会社においては、会社法 789 条 1 項の規定により本株式交換に異議を述べることができる債権者はいませんでしたので、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社（エン・ジャパン株式会社）における次に掲げる事項

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

エン・ジャパン株式会社において、会社法 796 条第 2 項の規定により会社法 795 条 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 会社法 797 条及び 799 条の規定による手続の経過

エン・ジャパン株式会社において、会社法 797 条 3 項及び 4 項の規定に従い、2021 年 6 月 8 日付でエン・ジャパン株式会社の株主に対し本件株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所を電子公告の方法により公告しました。

なお、会社法 796 条第 2 項の規定により会社法 795 条 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行ったため、該当事項はありません。

また、エン・ジャパン株式会社においては、会社法 799 条の規定により本株式交換に異議を述べることができる債権者はおらず、同条に定める債権者保護手続きは不要であるため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社（エン・ジャパン株式会社）に移転した株式交換完全子会社（アウルス株式会社）の株式の数

1,470 株

5. その他本株式交換に関する重要事項

(1) 簡易株式交換手続きの利用

株式交換完全親会社であるエン・ジャパン株式会社は、会社法 796 条 2 項の規定に基づき、株主総会による承認を受けずに本件株式交換を行いました。なお、会社法 796 条 3 項に基づき本件株式交換に反対する旨を通知した株主は存在せず、会社法第 796 条及び会社法施行規則 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(2) エン・ジャパン株式会社の資本金及び準備金

本株式交換により増加したエン・ジャパン株式会社の資本金及び準備金の額はそれぞれ次のとおりです。

① 資本金の額：0 円

② 資本準備金の額：会社計算規則に従いエン・ジャパン株式会社が別途適当に定める額

③ 利益準備金の額：0 円

(3) 本株式交換に際して交付された株式数及びその割当て

エン・ジャパン株式会社は、本件株式交換に際して、本件株式交換によりエン・ジャパン株式会社がアウルス株式会社の発行済み株式（ただし、エン・ジャパン株式会社が保有するアウルス株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のアウルス株式会社の株主（ただし、エン・ジャパン株式会社を除きます。）の有する普通株式 1 株につき、エン・ジャパン株式会社の普通株式 49.46 株の割合をもって割当て交付

いたしました。なお、エン・ジャパン株式会社が割当て交付した普通株式の合計は72,704株です。

(4) アウルス株式会社の株主総会による本件株式交換の承認

アウルス株式会社は、会社法783条1項の規定により2021年6月29日付の株主総会の決議によって、本件株式交換の承認を得ております。

以 上